

越生町森林整備計画

令和5年3月

計画期間

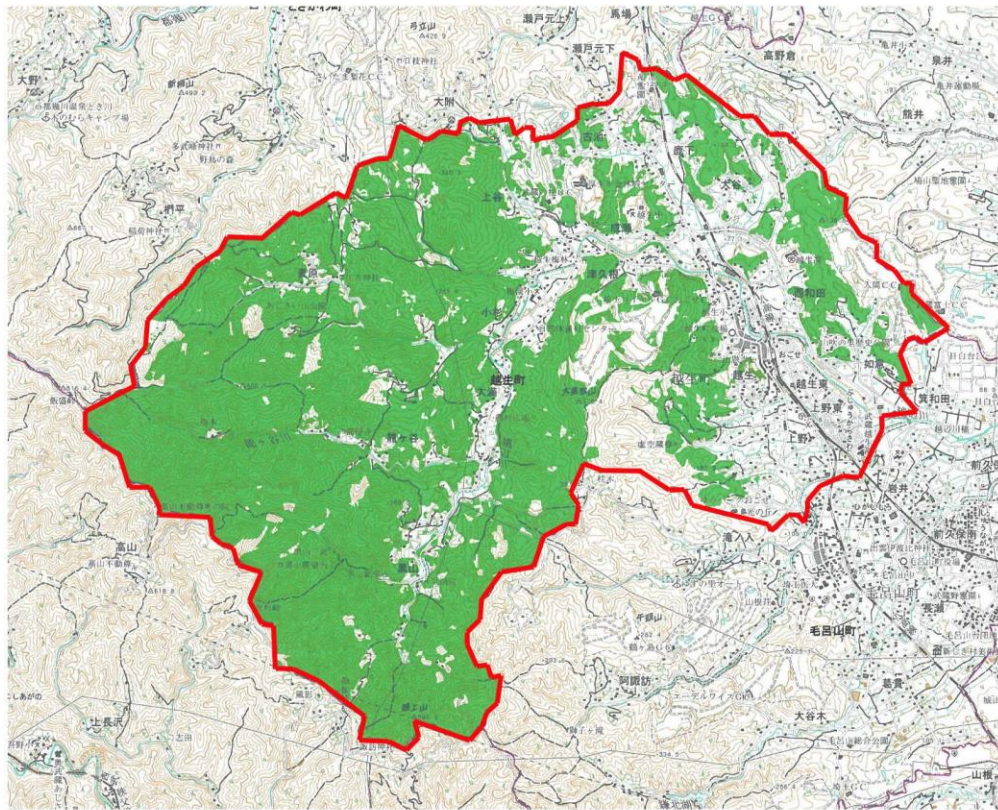
自 令和 5年4月 1日

至 令和15年3月31日

埼玉県

越生町

越生町 位置図



凡 例	
市町村界	
森林	

目 次

I 越生町の森林整備に関する基本的な事項

- 1 町の概況及び森林整備の現状と課題
- 2 森林整備の基本方針
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針

II 森林の整備に関する事項

- 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）
- 第2 造林に関する事項
- 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及
- 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- 第5 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
- 第6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
- 第7 森林施業の共同化の促進に関する事項
- 第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項

III 森林の保護に関する事項

- 第1 鳥獣害の防止に関する事項
- 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

IV その他森林の整備に関する事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 3 住民参加による森林の整備に関する事項
- 4 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
- 5 その他必要な事項

I 越生町の森林整備に関する基本的な事項

1 町の概況及び森林整備の現状と課題

本町は埼玉県のほぼ中央に位置し、首都50km圏にあり、総面積は4,039ha、森林面積は2,714ha（総面積の約67%）で、外秩父山地の東斜面に位置し、この山並みを水源とする越辺川が町の中央に流れており、越辺川とその支流沿いに耕作地が開け、集落が形成されています。

本町の約7割を占める森林に対する人々の関心は高く、みどりを活かすという観点から森林に目が向けられています。本町の森林は木材生産の機能のほか、町土及び自然環境の保全、水源の涵養、大気浄化などの環境保全機能も高く、さらに、町民生活に潤いと安らぎを与える保健休養、観光レクリエーションの機能も高いので、保護、育成に努め、長期的な視野に立って適切な維持管理と整備を進める必要があります。

また、造林、木材の搬出、森林資源の管理、山村振興、観光などのため基盤整備として、ハイキング道や林道の整備を継続的に推進していく必要がありますが、さらに、林業の活性化に向けて、森林や木材の大切さについての啓発活動や間伐材の有効利用など、多方面にわたる森林資源の積極的な利用展開も図っていく必要もあります。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林は、木材生産機能のほか、自然環境の保全、水源の涵養、大気浄化など、環境を保全する機能を持っているので、その保全に努めます。また、本町の良質な西川材を継承していくため、計画的に森林管理道の補修、整備と間伐を促進していきます。

さらに、森林浴や健康志向など多様化するニーズに応え、黒山三滝、大観山のさくら山、五大尊花木公園などの自然景観を活かした観光レクリエーションの資源として位置づけるとともに、上野西山地区にある「越生ふれあいの里山」を樹木の育成・保全のモデル林として位置づけ、森林や花々に触れあう機会を提供し、安らぎとうるおいのある豊かなみどりを保全していきます。

①町の西部に位置する越辺川上流部の山林については、水源涵養機能の発揮を期待します。

②麦原地区など地形が急峻な箇所においては、山地災害防止機能／土壌保全機能の発揮を期待します。

③町の中央に位置する山間部から平地部の生活圏に近い森林については、快適環境形成機能の発揮を期待します。

- ④越生ふれあいの里山とその周辺の森林は、自然とのふれあいの場として適切に管理されており、保健・レクリエーション機能の発揮を期待します。
- ⑤黒山三滝周辺などの森林には、文化機能の発揮を期待します。
- ⑥本町の森林は、材木の生育に適しており、全域において木材生産機能の発揮を期待します。

森林の有する機能		機能発揮の上から望ましい森林
①水源涵養機能		下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
②山地災害防止機能 ／土壌保全機能		下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
③快適環境形成機能		樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健 文化 機能	④保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林
	⑤文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育活動に適した施設が整備されている森林
⑥木材等生産機能		材木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、森林管理道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 森林整備の基本的考え方

森林の整備に当たっては、森林の構成、森林の有する機能、森林管理道の整備状況、社会的要請等を総合的に勘案して、水源涵養、山地災害防止／土壌保全、保健・レクリエーション、文化、木材等生産の各機能ごとに森林の

整備及び保全の基本方針を定めます。

森林の有する機能		森林整備及び保全の基本方針
①水源涵養機能		洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、立地条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。 水源涵養のための保安林の指定や、その適切な管理を推進する。
②山地災害防止機能 ／土壌保全機能		災害に強い町土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、立地条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。 土砂の流出防備等のための保安林の指定や、その適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。
③快適環境形成機能		地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
保健 文化 機能	④保健・レクリエーション機能	住民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。 保健等のための保安林の指定や、その適切な管理を推進する。
	⑤文化機能	潤いのある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。 風致の保存ための保安林の指定や、その適切な管理を推進する。
⑥木材等生産機能		木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

イ 森林施業の推進方策

森林整備を推進する上で重要となる林業労働力について、その担い手の主体である森林組合は、現在、保育作業を中心とした体制となっており、間伐の着実な実施が重要課題となっていること、今後主伐期を迎える林分が多くなること等から、高性能林業機械の導入も含め、伐採を計画的に実施するための体制整備を推進していきます。

また、適切な森林整備を推進していくために、森林組合、林研グループ、林業普及指導員、森林所有者等の相互の連携をより一層密にし、講習会等を通じて技術指導、啓発普及に努めるとともに、国、県の補助事業や森林環境譲与税、町単独事業の積極的な活用を図っていきます。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

県、町、森林組合、埼玉県農林公社、素材生産・造林事業体、木材加工・流通事業体等、林業関係者が密接な連携を図りつつ、森林施業の協同化、林業の担い手育成、林業機械化の推進、県産木材の流通・加工体制の整備等など、長期展望に立った林業諸施策の実施を計画的かつ総合的に推進します。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である立木の標準伐期齢は、下表のとおりとします。

なお、標準伐期齢は、その林齢に達した時点での森林の伐採を義務づけるものではありません。

地域	樹種								
	スギ	ヒノキ	サワラ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹 (用材以外)	その他 広葉樹 (用材)
町内全域	35年	40年	35年	35年	35年	50年	10年	15年	55年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採とし、次に示す施業の方法に従って適切に行います。

皆伐： 皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとします。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないよう特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20haごとに保残帯を設け的確な更新を図ることとします。

択伐： 択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とします。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるようものとし、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとします。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定

する必要のある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整計第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うものとします。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～オに留意します。

ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案します。

イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めます。

ウ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。

エ 伐採後の的確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うこととします。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮します。

オ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置します。

(1) 育成単層林施業

育成単層林施業については、標高が概ね800m以下の人工林、概ね30年以下のクヌギ、コナラからなる単層林及び人工造林によって高い林地生産力が期待され、かつ、森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である天然林等を対象として、下表に示す育成単層林施業の標準的な方法に従って実施することとします。

施業の区分	標準的な方法																		
育成単層林施業	<p>①主伐に当たっては、自然条件及び公益的機能の確保を考慮し、1箇所当たりの伐採面積は、おおむね20ha以内とするとともに、伐採箇所についても努めて分散するものとし、林地の保全、風致の維持等の観点から尾根筋、河川沿い公道及び林道周辺では片側20m程度の保護樹帯を設置するものとする。</p> <p>主伐の時期については、胸高直径がおおむね下表に掲げる値となる時期を目安とする。</p> <table border="1" data-bbox="472 698 1378 967"> <thead> <tr> <th data-bbox="472 698 619 748">樹種</th> <th data-bbox="619 698 794 748">生産目標</th> <th data-bbox="794 698 1088 748">主伐の時期</th> <th data-bbox="1088 698 1378 748">期待径級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="472 748 619 860" rowspan="2">スギ</td> <td data-bbox="619 748 794 797">柱材</td> <td data-bbox="794 748 1088 797">35年</td> <td data-bbox="1088 748 1378 797">20cm</td> </tr> <tr> <td data-bbox="619 797 794 860">造作材</td> <td data-bbox="794 797 1088 860">55年</td> <td data-bbox="1088 797 1378 860">30cm</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 860 619 967" rowspan="2">ヒノキ</td> <td data-bbox="619 860 794 909">柱材</td> <td data-bbox="794 860 1088 909">40年</td> <td data-bbox="1088 860 1378 909">20cm</td> </tr> <tr> <td data-bbox="619 909 794 967">造作材</td> <td data-bbox="794 909 1088 967">80年</td> <td data-bbox="1088 909 1378 967">30cm</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 皆伐後に天然更新を行う場合には、1箇所当たりの伐採面積及び伐採箇所は①に準ずるものとし、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、萌芽更新の場合には、優良な萌芽を発生させるため11月から3月の間に伐採を行うものとする。</p>	樹種	生産目標	主伐の時期	期待径級	スギ	柱材	35年	20cm	造作材	55年	30cm	ヒノキ	柱材	40年	20cm	造作材	80年	30cm
樹種	生産目標	主伐の時期	期待径級																
スギ	柱材	35年	20cm																
	造作材	55年	30cm																
ヒノキ	柱材	40年	20cm																
	造作材	80年	30cm																

(2) 育成複層林施業

育成複層林施業については、天然林、広葉樹が混交している人工林等であって、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成り立ち、森林の有する諸機能の維持増進が図られる森林を対象として、下表に示す育成複層林施業の標準的な方法に従って実施することとします。

施業の区分	標準的な方法
育成複層林施業	<p>① 主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然条件を踏まえて、森林を構成している樹種、林分、構造等を勘案して選木を行うものとする。</p> <p>② 択伐は、天然下種更新が確実な林分で行うこととし、伐採に当たっては、適正な蓄積が維持される繰り返し期間及び択伐率（支障木も含めて）概ね30%以内とするものとする。</p> <p>③ 漸伐又は皆伐による場合には、母樹の配置、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮するものとする。</p>

- 3 その他必要な事項
なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、下表のとおりであり、植栽に係る樹種については、スギは沢沿い～斜面下部（南斜面の乾燥した土壌を除く。）、ヒノキは斜面中～上部、を基本として選定することとします。

基本として、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員または町の農林担当部局と相談のうえ、適切な樹種を選択します。

区 分	樹種名（針葉樹）	樹種名（広葉樹）
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ	クヌギ、ケヤキ等

※スギを植栽する場合は、花粉の少ないスギ品種とする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立の方法別の植栽本数

人工林の樹種別及び仕立ての方法別に定める植栽本数は、下表に示す本数を標準として、決定します。

樹 種	仕立ての方法	植栽本数（本／ha）
スギ・ヒノキ 広葉樹 等	疎	概ね 1, 500
	中	概ね 2, 500
	密	概ね 3, 200

※植栽本数は、主要樹種について表の植栽本数を基礎として、地位や既往の植栽本数を勘案して仕立ての方法別に定めるものとする。なお、大苗を用いて植栽する場合は、必要に応じて植栽本数を減ずることとする。

イ その他人工林の方法

その他人工林は、下表に示す方法を標準として、行います。

区分	標準的な方法
地拵えの方法	原則として、最小限度の刈り払いを実施することとする。ただし、現地の状況により省略することができる。

植栽の時期	春植えは3月中旬～4月中旬、秋植は9月中旬～10月下旬を標準とするが、林地の乾燥、凍結等の状態や樹苗の成長の開始時期等を考慮の上決定する。なお、秋植えをする場合には寒害常習地を避け、苗木の取り扱いに十分注意する。
-------	--

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林の伐採跡地について、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復、並びに森林資源の造成を図るため、皆伐の場合は、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年、択伐の場合は、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間を、人工造林すべき期間を定めます。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行います。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新補助作業の対象樹種は、下表のとおりとします。

基本として、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員または町の農林担当部局と相談のうえ、適切な樹種を選択します。

なお、ぼう芽更新が可能なものについては、区分して定めることとします。

天然更新の対象樹種	広葉樹類（ナラ類、カシ類、カエデ類、サクラ類） 針葉樹類（マツ類、モミ類）
ぼう芽による更新が可能な樹種	ナラ類、カシ類、カエデ類、サクラ類

※アカマツを植栽する場合は、マツクイムシに対する抵抗性のある品種に限るものとする。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

(ア) 期待成立本数

樹種	期待成立本数
広葉樹（ナラ類、カシ類、カエデ類、サクラ類等） 針葉樹（マツ類、モミ類等）	10,000本/ha

(イ) 天然更新すべき本数

樹種	天然更新すべき立木本数
広葉樹（ナラ類、カシ類、カエデ類、サクラ類等） 針葉樹（マツ類、モミ類等）	3, 000本/ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

(ア) 天然下種更新

- a 地表処理は、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所についてはかき起こし、枝条整理等の作業を行う。
- b 刈出しは、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
- c 植込みは、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
- d 除伐、間伐は、適正な林分構造が維持されるよう適時適切に行う。

(イ) ぼう芽更新

- a 更新のための伐採については11月～3月に行い、伐採位置をできるだけ地面に接したところとし、切り口は平滑にやや傾斜させて水切りをよくする。
- b ぼう芽の発生が良好でない場合には、目的樹種を植栽するものとし、植付けは人工造林に準じて行う。
- c 下刈りは1～3年目に行う。
- d ぼう芽整理(芽かき)は、ぼう芽枝に優劣の差ができたころに下刈りと同時に行い、極力下方のぼう芽枝を残し、3～5本立ちとする。
- e 除伐は、目的樹種以外の不用木及び劣勢木を対象とし、5年生前後に実施するが、不用木の除去により林冠に穴があく場合は、目的樹種の生育を妨げない程度に整理する。

ウ 伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法

伐採跡地の天然更新は、更新すべき立木の本数以上の天然更新の対象樹種が伐採跡地において均等に生育しているかどうか、また、今後の生育可能性が見込まれるかどうかについて確認することとします。

伐採跡地更新完了の目安は、後継樹の密度がha当り3,000本以上成立している状態とします。後継樹は、更新対象樹種のうち、樹高が30cm以上の稚樹木、幼樹、若齢木、ぼう芽枝等とします。なお、更新完了してい

ない場合は、植栽及び更新補助作業により確実な更新を図ることとします。
(埼玉地域森林計画区における天然林更新完了基準)

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する多面的機能の維持及び早期回復を図るため、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内を目安とし、更新すべき期間を定めることとします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準を以下のとおり定める。

- ・現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考
全域	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定めます。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

樹種	生育しうる最大の立木の本数
クヌギ、コナラ等	10,000本/ha

更新については、下表の本数以上を植栽等により確実に更新する。

更新すべき本数
3, 0 0 0本/ha

5 その他必要な事項

造林については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じ、適切な更新方法を選択することとし、特に、天然更新による場合は、現地の状況を十分確認し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林又は木材等生機能の発揮が期待され将来にわたり育成単層林として維持する森林においては人工造林によることとします。

また、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとします。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、下表に示す内容を標準として、過度の競争関係を緩和することを旨として、森林の立木の成長度合い等を勘案し、適切な時期、方法により実施することとします。

また、平均的な間伐の実施時期の間隔は、標準伐期未満にあつては10年、標準伐期以上にあつては15年を目安とします。

(1) 育成単層林

a 標準的な間伐時期

植栽密度 (本/ha)	樹種	施業方法	間伐を実施すべき標準的な林齢 (年)			
			初回	2回目	3回目	4回目
1, 5 0 0	スギ	標準伐期	—			
		長伐期	3 5	4 5		
	ヒノキ	標準伐期	—			
		長伐期	4 0	5 5		
2, 5 0 0	スギ	標準伐期	2 5			
		長伐期	2 5	3 5	4 5	

2, 500	ヒノキ	標準伐期	30			
		長伐期	30	40	55	
3, 200	スギ	標準伐期	18	25		
		長伐期	18	25	35	45
	ヒノキ	標準伐期	20	30		
		長伐期	20	30	40	55

b 間伐率

本数比で、概ね20～30%とする。間伐効果を長期間発揮させ育林コストの縮減を図る観点から、気象被害に留意し、間伐率を高め実施するのが望ましい。なお、針広混交林に誘導する場合は、概ね40～50%とする。

c 間伐木の選定の方法

材木の配置及び樹幹の形質を考慮し、林分構造の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく選定する。また、スギにあっては、雄花の着花量にも考慮し選定する。

(2) 育成複層林（下木を植栽する場合）

下層木の間伐については、育成単層林の間伐と同様である。

上層木の間伐については、将来樹下植栽することを前提とし、林木の配置を考慮しつつ、目標とする林分密度に誘導する。

(3) 育成複層林（下木を植栽しない場合）

目的樹種が広葉樹の場合、高密な林分状況の中で保育することとするが、間伐が必要な場合、将来における優良木の適正な配置を想定して、それらの林木の生育を妨げる林木を伐採することとする。

また、人工林（育成単層林）内に既に天然木が生育しており、複数の樹冠層を構成する林分へ誘導又は維持するために行う抜き伐りについては、天然木の育成を考慮し伐採木を選定する。

2 保育の作業種別の標準的な方法

保育は、下図に示す内容を標準として、当該森林の植生状況、立木の成長度合い等を勘案し、適切に実施することとします。

(1) 育成単層林

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数											標準的な方法	
		年 1	2	3	4	5	6	7	9	10	11	15		17
下刈	スギ	回数 1	2	1	1									造林木の成長状況、雑草木の繁茂の状況により適期に必要な最小限の実施とする。刈払いは、原則として筋刈・坪刈とする。ただし、雑草木の繁茂が著しい場合には、全刈りで実施できるものとする。下刈終了時の目安は、大部分の造林木が周辺の植生高を脱し、造林木の生育に支障がないと認められる時点とする。
	ヒノキ	1	2	1	1	1								
つる切り	スギ								1				つる切りは、つるの繁茂状況により、造林木の育成に支障とならないように、適切に行う。	
	ヒノキ									1				
除伐	スギ										1	1	除伐は、目的樹種と周辺植生の競合時期に実施することとする。実施に当たっては、植栽木のほか、将来活用が期待される有用天然木の育成、林地保全等に配慮し、現地の実態に即した施業を行う。	
	ヒノキ										1	1		
枝打ち	スギ										1	1	枝打ちは、製品価値の高い良質材の生産を目的とし、投資効率を考慮して実施する。	
	ヒノキ										1	1		

(2) 育成複層林（下木を植栽する場合）

ア 下層木の下刈り・つる切り・除伐

植栽木の生育状況、植生の状態及び気象条件等、現地の実態に即した効率的な作業を適期に行う。

イ 上層木の枝払い

下層木の生育に必要な林内照度を確保するため、必要に応じて、上層木の枝払いを行う。

(3) 育成複層林（下木を植栽しない場合）

ア 下刈り

雑草木の成長が旺盛で目的樹種の生育を妨げる場合、雑草木の繁茂状況を見ながら、必要に応じて下刈り（坪刈り又は筋刈り）を行う。

イ 芽かき

ぼう芽更新の場合、一つの株から発生した複数のぼう芽は、適切な芽かき作業を行う。

ウ つる切り

目的樹種の成長の妨げとなるつる類を、必要に応じて除却する。

エ 除伐

幼齢期には他の広葉樹と密生競合させることが必要であり、必要に応じて形質不良木のみを除伐する。

3 その他必要な事項

森林法第10条の10第2項に基づき、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要のあるもの（以下、「要間伐森林」という。）については、要間伐森林である旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に対して通知します。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源涵養保安林や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等を別表1により定めます。

イ 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大（標準伐期齢+10年）とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図

ることとします。また、公社林については長伐期施業（標準伐期齢の2倍）とします。なお、県立黒山自然公園内でもあり江戸時代より観光拠点になっている黒山三滝周辺については、観光、景観に配慮した施業を行うこととします。施業の方法については、別表2により定めます。

○森林の伐採齢の下限

地域	樹 種								
	スギ	ヒノキ	サワラ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹 (用材以外)	その他 広葉樹 (用材)
町内全域	45年	50年	45年	45年	45年	100年	20年	30年	65年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

土砂流出防備保安林や砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林、地形が傾斜の急な箇所等の森林を別表1により定めます。

イ 森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を基本とし、公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。それ以外の森林については、複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢の2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ります。施業の方法については別表2により定めます。ただし、公社林については長伐期施業（標準伐期齢の2倍）とします。

○長伐期施業の場合の森林の伐採齢の下限

地域	樹 種								
	スギ	ヒノキ	サワラ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹 (用材以外)	その他 広葉樹 (用材)
町内全域	70年	80年	70年	70年	70年	60年	20年	25年	110年

(3) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

町民の日常生活に密接な関わりを持ち、塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価が高い森林、都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等を別表1により定めます。

イ 森林施業の方法

風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を基本とし、公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。それ以外の森林については、複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢の概ね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ります。施業の方法については別表2により定めます。ただし、公社林については長伐期施業（標準伐期齢の2倍）とします。

(4) 保健レクリエーション機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

保健保安林、越生ふれあいの里山及びその周辺（さくらの山公園、五大尊つつじ公園等）など住民の保健・教育的利用等に適した森林、保健文化機能の評価が高い森林、ハイキング・森林体験活動等の保健・教育的利用の場として特に利用されている森林で保健・レクリエーション機能の発揮が特に求

められる森林等を別表1により定めます。

イ 森林施業の方法

憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を基本とし、公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。それ以外の森林については、複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めることとし、主伐の時期を標準伐期齢の概ね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ります。

なお、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、生物多様性に配慮してこれを推進することとします。施業の方法については、別表2により定めます。

(5) 文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

室町時代より山岳宗教修験道の拠点となっており、歴史的な背景があり、溪流と一体となった四季を通じて優れた自然の美しさを見せる黒山三滝周辺の森林を文化機能の維持増進を図る森林とします。

ただし、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき区域内であるため、文化機能としてのゾーンは特に設定しませんが、景観等に配慮した施業を行う区域とします。

イ 森林施業の方法

水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき区域内であるため、森林施業の基準は(1)イによりますが、景観に配慮し、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うこととします。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

及び当該区における森林施業の方法

(1) 区域の設定

本町の森林は、全域において林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林となっています。

また、本町の急傾斜地も多くありますが、林道等の道路から比較的近い森林が多いため、全域において特に効率的な施業が可能な森林の区域として設定します。

(2) 森林施業の方法

当町においては、全域が1の公益的機能別施業森林の区域となっているので、その区域における森林施業の方法によることとします。

また、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給することを考慮した施業を行います。併せて、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

【別表1】

区 分	森林の区域(林班)	面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	梅園8・9・10・11・12・13・14・15・16・17・18・19・20・21・22・23	957.53
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	梅園6・7・24・25・29・30・31・32・34・35	690.99
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	越生1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12・13・14 梅園1・2・3・4・5・26・27・28・29・33・35・36・37	1104.32
保健レクリエーション機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	越生12・13・14・15	247.74
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	全域	2717
特に効率的な施業が可能な森林		

※上記の森林の区域の記載については、付属資料の市町村森林整備計画概要図に図示

することをもって代えることができる。

【別表2】

区 分	施業の方法		森林の区域(林班)	面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林(標準伐期齢+10年)		梅園8・9・10・11・12・13・14・151 6・17・18・19・20・21・22・23	957.53
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林	択伐による複層林施業を推進すべき森林	梅園6・7・24・25・29・30・31・323 4・35・	690.99
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林			越生1・2・3・4・5・6・7・8・9・10 11・12・13・14 梅園1・2・3・4・5・26・27・28・293 3・35・36・37	1104.32
保健レクリエーション機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林			越生12・13・14・15	247.74

3 その他必要な事項

本町においては、森林に対する環境保全機能の発揮に対する要望が強いことから、上記で設定したゾーンによらず生物多様性の保全に配慮した施業を行うこととします。

また、保安林については、各ゾーンに示した施業の方法によらず、保安林指定施業要件を優先することとします。

第5 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 路網の整備に関する事項

- (1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム並びに作業路網等整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
効率的な森林施業を推進するため、林地の傾斜区分や搬出作業に応じた路網密

度の水準を以下のとおり示します。なお、この水準は、木材搬出予定箇所における目安であり、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しません。

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合 計
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系作業システム	35以上	75以上	110以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系作業システム	25以上	60以上	85以上
	架線系作業システム	25以上	0以上	25以上
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系作業システム	15以上	45以上	60以上
	架線系作業システム	15以上	0以上	15以上
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5以上	—	5以上

(2) 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

(ア) 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等林道規定(昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知)、林業専用道作設指針(平成22年9月4日22林整第602号林野庁長官通知)を基本として、埼玉県が定める林業専用道作設指針に則り開設します。

(イ) 基幹路網の整備計画

なし

(ウ) 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日13林整第885号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理することとします。

イ 細部路網の整備に関する事項

(ア) 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道は、森林作業道作設指針(平成22年11月17日林整第656号林野庁長官通知)を基本として、県の定める森林管理道作成指針に則り、森林作業道との組み合わせにより効率的な森林施業ができるように開設します。また、開設にあたっては、地形に沿うように設置し作設費用

を抑えつつ、繰り返しの使用に耐えるよう丈夫で簡易な構造とするため、堅固な土構造による路体を基本とし、構造物は、地形・地質土質などの条件からやむ得ない場合に限り設置することとします。

(イ) 細部路網の維持管理に関する事項

国及び県が定める森林作業道作設指針に基づき、森林作業道が継続的に利用できるように適正に管理することとします。

2 その他必要な事項

なし

第6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

意欲ある森林所有者から森林組合、民間事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すことにより経営規模の拡大を図ります。

2 森林の経営の受託等による規模拡大を促進するための方策

森林所有者等への長期施業委託等、森林の経営の委託の働きかけ、森林の経営の受託等を担う林業事業体等の育成、施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせん、協議会の開催による合意形成等を推進することにより、森林の経営の受託等による規模拡大の促進を図ります。

3 森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林の経営の受託等の実施に当たっては、森林施業や木竹の販売、森林の保護等の森林の経営を長期にわたり行うことができるなどを定めた委託契約書等を委託者との間で締結するよう努めることとします。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営体に経営管理実施権を設定するとともに、経営管

理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進するものとします。

また、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意するものとします。

- 5 その他必要な事項
なし

第7 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の森林所有者の大部分は5ha未満の小規模所有であることから、森林施業を計画的、重点的に行うため、町、森林組合、森林所有者等が地域ぐるみで推進体制を整備していきます。また、県、町等による普及啓発活動を通じて、森林所有者間の合意形成に努めるとともに、森林経営計画による施業の共同化、施業実施協定の締結による森林所有者等の共同による施業等を促進します。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

町単独補助制度の活用等、施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進するため、施業実施協定の締結を促進します。また、森林作業道の計画的な整備、造林、保育及び間伐等を森林組合等へ委託し、計画的かつ効率的な森林施業を推進していきます。

不在村森林所有者については、町の支援の下に森林組合が中心となり所有者に連絡をし、森林管理の認識を深めるとともに、林業経営への参加意欲の拡大を図り、施業実施協定への参画を促していきます。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- (1) 作業路網その他の施設の維持運営は、施業実施協定参加者の共同により実施します。
- (2) 施業実施協定参加者全員で年次別の詳細な実施計画を作成し、代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心とした森林施業は、森林組合等への共同委託により実施していきます。

- (3) 施業実施協定参加者の一部が施業等の共同実施を遵守しないことにより、他の参加者に不利益を被らせることがないように、予め個々の参加者が果たすべき責務等を明かし、施業実施協定参加者全員の合意の下で施業実施協定を締結するように努めます。

4 その他必要な事項
なし

第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業従事者の養成・確保等

森林組合等の林業事業体における労働条件・雇用管理の改善及び事業量の安定確保を図ります。また林業従事者に対し技術研修会、林業講習会を開催し、技術の向上や各種資格を取得するための条件整備を行います。

(2) 林業後継者等の育成

新たに林業に就業しようとする者を対象に、林業技術習得のための研修や事業体に関する情報の提供等を行い、就業の円滑化を図ることで、林業労働力を確保します。

(3) 林業事業体の体質強化

森林組合等林業事業体を育成するため、県内外の木材市況の動向把握に努め、情報を提供するとともに、木材消費の開拓について町としても検討することとし、林業経営の魅力を高め、地域が一体となって安定的な事業量の確保に努めます。また、経営の多角化、協業化等による組織・経営基盤の強化等を推進するなど体質の強化を図ります。さらに、本町と森林組合が一体となって森林所有者や地域住民等を対象に行う林業体験等の取り組みを通じて森林・林業の社会的意義や役割、魅力等について積極的に紹介していきます。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

本町の森林の人工林は間伐の実施が必要な時期となっており、今後については主伐期を迎えます。しかし、林家の経営は零細で、かつ、森林管理道等の基

盤整備が十分でないことなどから、機械化が遅れています。

林業就労者の減少及び高齢化、国産木材価格の低迷の傾向の中にあつて、森林施業の合理化を図るためには、林業機械化は必要不可欠であることから、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低減を図るために傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械化の導入を図っていきます。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

森林施業の効率化や労働災害の減少等に資するため、傾斜地等自然的条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、路網と高性能林業機械を組み合わせた作業システムを整備します。

また、機械作業の普及宣伝を行うとともに、林業機械オペレーターの養成、機械の共同利用化等利用体制の整備や、機械の導入に必要な路網等の整備に努めます。

地形、経営規模等地域の特性に応じた指向すべき機械作業システムの目標は次のとおりとします。

区 分		目 標		
		伐 木	集 材	造 材
大規模 専業型	緩斜地車両系	ハーベスター	フォワーダ	プロセッサ
	傾斜地架線系	チェンソー	スイングヤーダ	プロセッサ
小規模 兼業型	緩斜地車両系	チェンソー	フォワーダ	プロセッサ
	傾斜地架線系	チェンソー	スイングヤーダ	プロセッサ

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

当町には林業事業体をはじめ、製材・建具工場等があり、地域の優良材は西川材として熟練した製材技術者等により加工され、それぞれ取引先へ出荷されています。しかし、製品の量的、質的向上を図るためには、共同化による原木確保、貯蔵、製品の乾燥施設を含めた共同出荷体制の設備整備が必要です。そのため、木材関連業と建設業、建築設計士、消費者との連携を強化充実するとともに、公共施設をはじめ住宅等への地元木材の使用を促し、需要の拡大を図っていきます。

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、次のとおり定める。

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

ニホンジカの被害対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に、植栽木の保護措置（防護柵の設置・改良等、幼齢木保護具の設置、巡視等）又は捕獲（わな捕獲、銃器による捕獲等）による鳥獣害防止対策を推進し、被害防止に努めるものとする。

なお、鳥獣害防止対策の実施に当たっては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を図りながら、必要な施策を講じるものとする。

【別表3】

対象鳥獣の種類	森林の区域(林班)	面積(ha)
ニホンジカ	大字黒山 016	32.23
ニホンジカ	大字龍ヶ谷 021	71.73
ニホンジカ	大字龍ヶ谷 022	76.75
ニホンジカ	大字龍ヶ谷 023	82.16
ニホンジカ	大字小杉 028	78.27
ニホンジカ	大字麦原 029	81.12
ニホンジカ	大字麦原 030	61.71
ニホンジカ	大字麦原 031	53.92
ニホンジカ	大字麦原 032	109.12
合計	9	647.01

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域において、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には、森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止に努めるものとする。また、野生鳥獣の行動把握・被害状況把握等に努めるものとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害の未然防止のため、早期発見及び早期駆除に努める。松くい虫による被害は終息傾向となっているが、依然被害が続いている箇所に対しては引き続き防除対策を行う。また、ナラ枯れ被害については、監視体制を強化し、里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の拡大防止を図ります。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除に向け、関係行政機関、森林組合、森林所有者等と連携を図りながら被害対策を図ります。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

ニホンジカ等による食害、剥皮被害を防止するため、植栽木の保護措置（防護柵の設置・改良等、幼齢木保護具の設置、巡視等）等の対策について、関係行政機関、森林組合及び森林所有者等と協力しながら推進する。また、野生鳥獣との共存にも配慮した森林整備等を推進します。

3 林野火災の予防の方法

林野火災予防の広報活動や森林巡視を適時適切に行うとともに、防火貯水槽の設置、消化機材等の配備及び作業道の充実により防災管理網を整備していきます。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のために火入れを実施する場合は、越生町火入れに関する規則（昭和59年3月1日規則第2号）に基づく申請が必要です。

また、火入れを行う際には、予め防火に必要な設備を用意することも必要です。

5 その他必要な事項

- (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分
なし

IV その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

- (1) 路網の整備の状況とその他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林班	区域面積 (ha)
上野・越生	13・14・15	220.90
黒岩・成瀬 古池・鹿下	7・8・9・10・11・12	138.40
如意・大谷 西和田	1・2・3・4・5・6	186.40
津久根・大満	1・2・3・5・6・7・8・26	361.15
上谷・堂山	33・34・35・36・37	303.99
小杉・麦原	4・27・28・29・30・31・32	479.26
龍ヶ谷	19・20・21・22・23・24・25	448.71
黒山	9・10・11・12・13・14・15・16 17・18	578.18

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営体は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとします。

(2) その他

森林計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第6の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

2 森林整備を通じた地域振興に関する事項

越生町の山林から産出する西川材を使用した住宅の建築に対する木材の提供や、材木を伐り出す林業事業者をはじめ製材・建具・設計・建築業者等の地元の木材建築関連事業者が連携して地元の木材を利用促進するための取り組みについて検討していきます。

3 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

地域住民や町内の小・中学生をはじめとした青少年の心に自然の大切さとふるさとへの愛着をはぐくむため、森林とのふれあいの場を提供し、森林への関心を持ってもらうための森林・林業体験プログラムを検討し、森林づくりへの直接参加を推進していきます。

また、県等のアドバイスを得ながら、民間企業を対象にした企業の森の斡旋を行います。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

越辺川は、本町をはじめ下流の市町の水源として重要な役割を果たしています。県等のアドバイスを得ながら、下流市町が越生町で森林啓発活動の場として活用していただけるよう働きかけていきます。

4 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考

5 その他必要な事項

(1) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関、森林組合との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めていきます。

(2) 町有林の整備

本町は、現在、町有林として人工林を中心に約185haの森林を所有しており、人工林については、森林組合等の林業事業者等に主伐や間伐等の伐採業務を委託し、実施していきます。